さいたま市区の花デザイン及び区の花口ゴデザイン使用に関する要綱(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市区の花デザイン及び区の花口ゴデザイン(以下「区の花デザイン等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(区の花デザイン等)

第2条 区の花デザイン等の形状及び色彩は、別に定めるさいたま市区の花口 ゴデザインマニュアルのとおりとする。

(使用できる者)

- 第3条 営利を目的とする場合を除き、何人も区の花デザイン等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。
 - (1) さいたま市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
 - (2) 自己の商標又は意匠とすること等独占的に使用し、又は使用するおそれのある場合
 - (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、 又は与えるおそれのある場合
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用を著しく不適当と市長が認めた場合

(使用手続)

- 第4条 営利を目的として区の花デザイン等を使用する場合には、あらかじめ 区の花デザイン等使用承諾申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、 市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が前条各号のいず れかに該当する場合を除き、区の花デザイン等の使用を承諾するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときは区の花デザイン等使用承諾通知書(様式第2号)を、当該承諾をしなかったときは区の花デザイン等使用不承諾通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(承諾内容の変更)

- 第5条 区の花デザイン等の使用承諾を受けた者(以下「受諾者」という。)が、 承諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、区の花デザイン等 使用変更申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合、変更の内容が第3条各号のいずれかに該当する場合を除き、区の花デザイン等の使用の変更を承諾するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときは区の花デザイン等使用変更承諾通知書(様式第5号)を、当該承諾をしなかったときは区の花デザイン等使用変更不承諾通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 区の花デザイン等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各 号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) さいたま市区の花デザイン等マニュアルによる区の花デザイン等を使用することを原則とすること。
 - (2) 事前に見本を提出すること。ただし、見本の提出が困難であると認められるものについては、見本を写した写真を提出すること。
- 2 受諾者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 第4条第2項及び第5条第2項の規定による承諾を受けた用途のみに

使用すること。

- (2) 四半期ごとに区の花デザイン等使用商品等販売状況報告書(様式第7 号)を提出すること。
- 3 市長は、前2項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、区の花 デザイン等の使用について条件を付すことができる。

(権利設定の禁止)

第7条 使用者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意 匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己 の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 受諾者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、 又は継承させてはならない。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第9条 使用者(受諾者を除く。)が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、 又はその他この要綱に違反したときは、市長は、その使用の差止めの請求、 又は必要な指示等を行うことができる。

(受諾者の違反等に対する取扱い)

- 第10条 受諾者が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長は、その承諾を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により承諾を取り消された受諾者に対して、区の花デザイン等使用承諾取消通知書(様式第8号)を速やかに交付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により承諾を取り消された受諾者に損害が生じても、 その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、区の花デザイン等の使用等に関する 必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

区の花デザイン等使用承諾申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

次のとおりさいたま市区の花デザイン等を使用したいので申請します。

- 1 使用対象物
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用時期
- 4 連絡先(担当者名、電話番号等)

区の花デザイン等を使用する位置等を示した図案、レイアウト、原稿等を添付してください。

様式第2号(第4条関係)

区の花デザイン等使用承諾通知書

年 月 日

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありました、さいたま市区の花デザイン及び区の花口ゴデザインの使用については、次のとおり承諾します。

- 1 承諾内容
- 2 承諾番号 第 号

様式第3号(第4条関係)

区の花デザイン等使用不承諾通知書

年 月 日

樣

さいたま市長 印

年 月 日付けで申請のありました、さいたま市区の花口ゴデザイン及び区の花口ゴデザインの使用については、次の理由により不承諾といたします。

理由

様式第4号(第5条関係)

区の花デザイン等使用変更申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

承諾番号第 号の内容について、次のとおり変更したいので申請します。

(変更内容)

区の花デザイン等を使用する位置等を示した図案、レイアウト、原稿等を添付してください。

様式第5号(第5条関係)

区の花デザイン等使用変更承諾通知書

年 月 日

樣

さいたま市長 印

年 月 日付けで申請のありました、さいたま市区の花デザイン及び区の花口ゴデザインの使用変更については、次のとおり承諾します。

- 1 承諾内容
- 2 承諾番号 第 号

様式第6号(第5条関係)

区の花デザイン等使用変更不承諾通知書

年 月 日

樣

さいたま市長 印

年 月 日付けで申請のありました、さいたま市区の花デザイン及び区の花口ゴデザインの使用変更については、次の理由により不承諾といたします。

理由

様式第7号(第6条関係)

区の花デザイン等使用商品等販売状況報告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

承諾番号第号に係る販売状況等については、次のとおり報告します。

1 使用方法

商品 パッケージ その他()

- 2 商品の品種・種類
- 3 商品名
- 4 販売(使用)期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 販売総額等

単価 円

販売数量

販売総額 円

6 販路

百貨店 スーパー コンビニエンスストア 専門店・量販店 その他()

7 連絡先(担当者名、電話番号等)

提出時期 四半期終了翌月の10日までに提出してください。

様式第8号(第10条関係)

区の花デザイン等使用承諾取消通知書

年 月 日

樣

さいたま市長 印

年 月 日付けで承諾した、承諾番号第 号に係るさいたま 市区の花デザイン及び区の花口ゴデザインの使用については、次の理由により 使用承諾を取消しいたします。

理由